

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月15日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

本牧ターミナルオフィスセンターにおけるスポットクーラーの借り上げ

2 履行(納品)場所

横浜市中区本牧ふ頭1-10

3 契約日

令和7年8月4日

4 履行日又は履行期間

令和7年8月6日から令和7年9月30日

5 契約金額

129,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社クローバー

横浜市旭区上川井町834-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本牧ターミナルオフィスセンター内事務室の一部の空調設備の故障により、事務室内の気温が高くなり、入居店舗従業員の健康に重大な支障が生じるおそれがありました。また、気象庁によると、本年8月の日本の気温は、全国的に平年より高く、猛烈な暑さが続き、引き続き全国的に残暑が厳しい見込みとなっています。

これを受け、同センターにおける労働災害を防止し、コンテナ物流関連業務に従事する従業員の生命、健康を守るため緊急的な対応が必要と判断したため、空調設備が復旧するまでの緊急的対応として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約により市内業者からスポットクーラーを借り上げることとしました。

8 契約の相手方の選定理由

市内企業で本市での実績があり、迅速な対応が可能な事業者であったため

9 所管課

港湾局施設管理課